

(5) その他

令和2年度制度改正について

1. 課税限度額の引き上げ

国民の負担の公平を図る観点から高所得者に負担を求めるために、課税限度額について、基礎課税分を「**61万円**」から「**63万円**」に、介護納付金分を「**16万円**」から「**17万円**」に改定する。

後期高齢者支援金等分（現行：19万円）は据え置かれるため、全体の課税限度額は「**96万円**」から「**99万円**」に引き上げられる。

2. 低所得者に係る保険税軽減の拡充

低所得者層の国民健康保険税を軽減するため、応益保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の見直しを行う。

これにより給与収入の場合、2割軽減では、**186万円**から**189万円**に、5割軽減では**117万円**から**118万5千円**に軽減判定所得が引き上げられることになり、軽減対象者が増える。（いずれも給与収入で3人世帯の場合）

地方税法施行令の改正が3月末となることが見込まれており、5月の臨時議会により市税条例の改正を行う予定。

	令和元年度	令和2年度
課税限度額(ア)+(イ)+(ウ)	96万円	99万円
(ア)基礎課税分	61万円	63万円
(イ)後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
(ウ)介護納付金分	16万円	17万円
軽減判定所得(2割軽減)*1	186万円	189万円
軽減判定所得(5割軽減)*1	117万円	118.5万円

*1 給与収入で3人世帯の場合